

(証券コード 2919)  
2026年6月8日

株 主 各 位

福岡市西区今宿青木1042番地1

株式会社 マ ル タ イ

代表取締役社長 川 島 英 広

## 第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.marutai.co.jp/>



（上記ウェブサイトにはアクセスいただき、メニューより「企業情報」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



（上記の福証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「マルチ」または「コード」に当社証券コード「2919」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市西区泉一丁目5番1号  
山水荘2階 「寿」の間
3. 目的事項  
報告事項 第63期（2025年4月1日から  
2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類  
の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び福証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会では、お土産品の配布・工場見学会はございません。

(添付書類)

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善を背景に、景気は緩やかに回復いたしました。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まりや、中東情勢の影響から、先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、原材料価格や人件費・物流費など依然として高水準で推移している中、食料品価格・エネルギー価格の高騰に伴う消費者の節約志向も強まっており、引き続き厳しい環境が続いております。

このような状況の中で、棒ラーメン群の販売は順調に推移しましたが、夏場の酷暑の影響や業務用OEM製品の販売減などの理由によりカップ麺群・皿うどん群の販売が伸び悩んだため、売上高は9,552百万円（前期比0.5%減）、損益面につきましては、営業利益は550百万円（前期比13.3%減）、経常利益は619百万円（前期比10.7%減）、当期純利益は424百万円（前期比12.5%減）となりました。

|          |       | ＜当事業年度中の新発売製品＞ |                  |
|----------|-------|----------------|------------------|
| 2025年 5月 | 棒ラーメン |                | マルタイ棒油そば         |
|          | 棒ラーメン |                | マルタイ棒ざるラーメン      |
|          | カップめん |                | カップ・マルタイ焼きそば     |
|          | カップめん |                | カップ・冷やし中華        |
| 7月       | カップめん |                | カップ・屋台焼ラーメン      |
| 8月       | 棒ラーメン |                | マルタイ棒中華そば        |
|          | 棒ラーメン |                | 尾道背脂醤油ラーメン       |
|          | 皿うどん  |                | おかず麺ニラと卵でつくる皿うどん |
| 11月      | カップめん |                | 縦型さっぱり酸辣湯麺       |
|          | カップめん |                | 縦型にぼし醤油ラーメン      |
| 2026年 1月 | 棒ラーメン | ※              | 屋台とんこつ味棒ラーメン     |
| 2月       | 棒ラーメン | ※              | 元祖長浜屋協力棒ラーメン     |
|          | 棒ラーメン | ※              | 一幸舎監修棒ラーメン       |
|          | 皿うどん  | ※              | あんかけかた焼きそば醤油味    |
|          | カップめん |                | 縦ビッグ肉肉うどん監修肉うどん  |
|          | カップめん |                | ピリ辛とんこつラーメン      |

(※印はリニューアル発売製品)

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は878百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備  
佐賀工場製造設備の改善工事
- ② 当事業年度中において継続中の主要設備の新設、拡充  
佐賀工場製造設備の増設

なお、これらに要した設備資金は、自己資金をもって充当いたしました。

### (3) 会社の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、エネルギー価格や原材料価格の上昇に伴う物価上昇に賃金が追い付いてないことや、外部環境の不確実性により先行きが不透明な経済状況が本年も続くことが予想されます。

即席めん業界においては、食の安全・安心への対応強化、原材料及び資材など各種コストの上昇、さらに消費者の多様化するニーズおよび節約志向の高まりにより、厳しい経営状況が続くと思われまます。

このような状況のもと、当社は以下の事項を対処すべき重要な課題として取り組んでまいります。

#### ① 製品の品質と安全性の確保

食品企業として最重要課題である「品質と安全・安心の確保」に向け、福岡工場、佐賀工場で認証取得済みである国際的な食品安全の認証規格FSSC22000の適切な運用を通じて、製品の厳格な品質管理の徹底とさらなる向上を図ってまいります。

#### ② 経営効率化の推進

厳しい競争においても利益を確保できる企業体質を目指し、効率化をさらに進めてまいります。特に近年上昇している原材料、包装材のみならず、あらゆるコストの上昇に直面している状況を踏まえ、一層のコストの削減に向けた費用の見直しを行ってまいります。

また、生産の効率化を図るため現在2工場体制になっている棒ラーメンの製造を佐賀工場に一本化する工事を進めてまいります。

#### ③ 製品開発力の強化

消費者のニーズ、嗜好を調査・把握し、美味で高品質な新製品を開発・販売してまいります。お客さまに満足いただける美味しさにこだわるとともに、部門間連携を強化することで販売エリアのニーズに沿った製品を開発し、投入することで市場の拡大を図ってまいります。

#### ④ 人材育成と組織力の向上

企業の価値を高め、成長させる原動力は人材であるとの理念のもと、社員が期待される役割と果たすべき責任を十分理解し、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう一層の人材育成に努めてまいります。また、組織活性化への取り組みや各種プロジェクト、ワーキングを通じた組織力の向上を行ってまいります。

⑤ 企業の社会的責任及び地域貢献への取り組み

企業活動を通じた社会の持続可能な成長に向け、SDGsへの取り組みを推進してまいります。省エネや環境包材の利用による環境負荷低減、原材料ロス削減やフードロスの削減を図ってまいります。また、子ども向けイベントや生活困きゆう者、子ども食堂への製品の寄付を引き続き行い、当事業年度より始まったサステナビリティ委員会でこれらの活動の統制を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 2022年度<br>第 60 期 | 2023年度<br>第 61 期 | 2024年度<br>第 62 期 | 2025年度<br>(当事業年度)<br>第 63 期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 8,332,451        | 8,944,370        | 9,604,431        | 9,552,962                   |
| 経常利益(千円)      | 349,742          | 419,429          | 693,797          | 619,903                     |
| 当期純利益(千円)     | 228,535          | 282,110          | 485,200          | 424,708                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 119.60           | 147.64           | 253.93           | 222.28                      |
| 総 資 産(千円)     | 13,151,745       | 13,352,640       | 13,600,243       | 13,760,256                  |
| 純 資 産(千円)     | 9,162,141        | 9,529,193        | 9,892,345        | 10,379,361                  |

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は即席めん等の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

| 名 称       | 所 在 地 | 名 称         | 所 在 地 |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 福 岡 工 場   | 福 岡 県 | 広 島 営 業 所   | 広 島 県 |
| 佐 賀 工 場   | 佐 賀 県 | 大 阪 営 業 所   | 大 阪 府 |
| 北 波 多 工 場 | 佐 賀 県 | 名 古 屋 営 業 所 | 愛 知 県 |
| 福 岡 営 業 所 | 福 岡 県 | 東 京 営 業 所   | 東 京 都 |

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前期末比増減数 |
|---------|---------|
| 179名    | 3名増     |

(8) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社福岡銀行     | 340,000千円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 170,000千円 |
| 株式会社佐賀銀行     | 102,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 68,000千円  |

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,750,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,910,720株 (自己株式11,280株を除く。)  
(3) 株主数 1,056名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名               | 持株数      | 持株比率   |
|-------------------|----------|--------|
| 西部ガスホールディングス株式会社  | 641,000株 | 33.54% |
| サンヨー食品株式会社        | 404,800株 | 21.18% |
| 株式会社福岡銀行          | 83,310株  | 4.36%  |
| T O P P A N 株式会社  | 61,600株  | 3.22%  |
| 丸東産業株式会社          | 51,700株  | 2.70%  |
| 株式会社シマ・クリエイティブハウス | 43,800株  | 2.29%  |
| 大陽製粉株式会社          | 41,800株  | 2.18%  |
| 株式会社福岡中央銀行        | 38,400株  | 2.00%  |
| 日本トーカーパッケージ株式会社   | 34,200株  | 1.78%  |
| 株式会社西日本シティ銀行      | 29,800株  | 1.55%  |

(注) 持株比率は自己株式 (11,280株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

| 氏名     | 地位及び担当                            | 重要な兼職の状況                                         |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------------------------|
| 川島 英広  | 取締役社長 (代表取締役 商品戦略部、海外事業部担当)       |                                                  |
| 野馬 浩一  | 常務取締役 (経営戦略部、総務部、経理部、製造部、生産管理部担当) |                                                  |
| 宮本 寛之  | 取締役 (海外事業部長兼商品戦略部長)               |                                                  |
| 西 信秀   | 取締役 (営業部、営業企画部、国内事業部担当)           |                                                  |
| 廣嶋 智幸  | 取締役 (製造部長)                        |                                                  |
| 飯田 健三  | 取締役 (品質保証部担当兼経営戦略部長)              |                                                  |
| 秋吉 光悟  | 取締役 (経理部長)                        |                                                  |
| 二宮 浩   | 取締役                               | サンヨー食品(株)常務取締役経営企画部管掌兼デジタル戦略本部管掌<br>エースコック(株)取締役 |
| 岡野 みゆき | 取締役                               |                                                  |
| 伊地知 俊介 | 常勤監査役                             |                                                  |
| 木下 貴夫  | 監査役                               | 西部瓦斯(株)代表取締役副社長執行役員                              |
| 南谷 朝子  | 監査役                               | 南谷朝子公認会計士税理士事務所所長                                |

- (注) 1. 取締役二宮浩氏及び岡野みゆき氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役木下貴夫氏及び南谷朝子氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役木下貴夫、監査役南谷朝子の両氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 ・監査役木下貴夫氏は、西部瓦斯株式会社 (現西部ガスホールディ

ングス株式会社)に長年勤務し、2025年4月から現在に至るまで、西部瓦斯株式会社の代表取締役副社長執行役員としての要職に就いております。

- ・ 監査役南谷朝子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は社外取締役岡野みゆき氏及び社外監査役南谷朝子氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当                          |
|-------|------------|------|------------------------------------|
| 安達 誠  | 2025年6月19日 | 任期満了 | 常務取締役 社長補佐                         |
| 山上 裕治 | 2025年6月19日 | 任期満了 | 常務取締役 総務部、経理部、生産管理部、製造部担当 兼 経営戦略部長 |
| 櫻井 文夫 | 2025年6月19日 | 任期満了 | 取締役                                |
| 増田 英紀 | 2025年6月19日 | 辞任   | 常勤監査役                              |
| 藤本周二  | 2025年6月19日 | 辞任   | 監査役                                |

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上の対価としてのインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬と賞与で構成し、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給する。

##### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、業績への貢献度、在任年数、他社水準に応じた報酬配分テーブルを用い、総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3. 賞与の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の賞与は、事業年度の会社業績、従業員賞与の水準等を勘案し決定するものとする。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 員 数  | 報 酬 等 の 総 額 |           |           |           |
|-----------|------|-------------|-----------|-----------|-----------|
|           |      | 基 本 報 酬     | 賞 与       | 退 職 慰 労 金 |           |
| 取 締 役     | 12名  | 46,614千円    | 16,101千円  | 14,116千円  | 76,831千円  |
| (うち社外取締役) | (3名) | (3,600千円)   | (1,350千円) | (335千円)   | (5,285千円) |
| 監 査 役     | 5名   | 14,651千円    | —         | 1,131千円   | 15,783千円  |
| (うち社外監査役) | (3名) | (3,600千円)   | (—)       | (335千円)   | (3,935千円) |
| 合 計       | 17名  | 61,265千円    | 16,101千円  | 15,248千円  | 92,615千円  |
| (うち社外役員)  | (6名) | (7,200千円)   | (1,350千円) | (670千円)   | (9,220千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額52百万円は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額16百万円（取締役9名に対し16百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円））。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7百万円（取締役8名に対し5百万円（うち社外取締役2名に対し0.2百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0.2百万円））。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において年額1億2百万円以内（うち社外取締役年額6百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長川島英広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価分配の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2025年6月19日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役3名に対し28百万円（うち社外取締役1名に対し0.3百万円）
- ・監査役1名に対し2百万円（うち社外監査役1名に対し2百万円）

（各金額には、上記②及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役3名20百万円（うち社外取締役1名に対し0.2百万円）、監査役1名2百万円（うち社外監査役1名に対し2百万円）が含まれております。）

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 二宮浩

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

サンヨー食品株式会社常務取締役経営企画部管掌兼デジタル戦略本部管掌及びエースコック株式会社取締役であります。サンヨー食品株式会社は、当社の大株主であります。当社は、サンヨー食品株式会社及びエースコック株式会社に製品の製造委託をしております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回全てに出席いたしました。企業経営者としての経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と二宮浩氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役 岡野みゆき

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等との重要な兼職はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

2025年6月19日就任以降に開催された、取締役会9回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関等の経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と岡野みゆき氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 監査役 木下貴夫

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

西部瓦斯株式会社代表取締役副社長執行役員であります。西部瓦斯株式会社の親会社である西部ガスホールディングス株式会社は当社の大株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち9回、監査役会8回のうち6回に出席いたしました。企業経営者としての経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と木下貴夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 監査役 南谷朝子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

南谷朝子公認会計士税理士事務所所長であります。南谷朝子公認会計士税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

2025年6月19日就任以降に開催された、取締役会9回全て、監査役会7回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と南谷朝子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 22,000千円

(注) ①当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査実施状況、報酬見積り等を確認した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

・会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当社の基本方針を次のとおり決定いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令及び定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。
  - イ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する。
  - ウ 公正性、透明性、迅速性のある経営体制の確立のため、取締役は法令、定款、規程等を遵守する企業風土の醸成と各種リスクの回避に努める。
  - エ 監査部は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。
  - オ 法令、定款、規程等に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に内部通報制度を設ける。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - ア 取締役の職務執行・意思決定に係る情報を会議議事録及び申請書等に保存する。
  - イ 監査役は、当該文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア 購買管理関係規程、販売管理関係規程、経理関係規程、その他の各種管理規程に基づき損失の危険の管理を徹底する。
  - イ 平常時及び緊急時のリスク管理体制を整備し、損害発生 of 未然防止並びに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア 定例の取締役会の他、社長を議長とする経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・報告を行う。
  - イ 年次業務計画を定め、達成すべき目標を明確にし、進捗状況を取締役に報告する。
  - ウ 取締役の報酬の一部には、役員賞与として業績を反映させる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア 監査役会及び監査役の業務の補佐は、監査部が行う。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 監査部役職者の人事を行う場合は、監査役の同意を得る。
  - イ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査部所属の使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ア 取締役及び使用人は、直接又は監査部を経由して、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
    - (ア) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、その事実
    - (イ) 法令もしくは定款に違反する行為をするおそれのある場合は、その事実
    - (ウ) 会社の経営又は業績に大きく影響を及ぼす重要な事項
    - (エ) 内部通報制度に基づく通報の状況
    - (オ) 監査役会又は監査役が、監査上有用と認め報告を求めた事項
  - イ 報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役監査の実効性確保のための体制
- ア 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
  - イ 監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ア 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもたず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役会を11回、経営会議を16回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、事業リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について聴取しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況を、監査部が実施する内部統制監査を通じて確認しております。

③ コンプライアンスの推進並びにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、事業リスク管理委員会を2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、全社員に向けてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

~~~~~  
(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,755,783</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,583,647</b>
現 金 及 び 預 金	1,937,733	買 掛 金	1,226,105
売 掛 金	2,604,214	1年内返済予定の長期借入金	288,000
有 価 証 券	500,000	リ ー ス 債 務	1,925
製 品	383,446	未 払 金	778,635
仕 掛 品	69,130	未 払 費 用	39,683
原 材 料	131,861	未 払 法 人 税 等	101,301
貯 蔵 品	2,276	未 払 消 費 税 等	23,383
前 払 費 用	6,828	契 約 負 債	7,253
未 収 入 金	119,907	預 り 金	6,353
そ の 他	383	賞 与 引 当 金	94,904
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,004,473</b>	役 員 賞 与 引 当 金	16,101
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,510,132</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>797,247</b>
建 物	2,691,023	長 期 借 入 金	392,000
構 築 物	130,937	リ ー ス 債 務	7,955
機 械 及 び 装 置	1,281,582	繰 延 税 金 負 債	216,148
車 両 運 搬 具	1,706	退 職 給 付 引 当 金	151,158
工 具 器 具 備 品	31,290	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22,207
土 地	1,616,618	資 産 除 去 債 務	7,777
リ ー ス 資 産	8,982	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,380,894</b>
建 設 仮 勘 定	747,990	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>162,947</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,797,584</b>
ソ フ ト ウ エ ア	90,076	資 本 金	1,989,630
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	70,500	資 本 剰 余 金	1,989,711
そ の 他	2,371	資 本 準 備 金	1,989,711
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,331,393</b>	利 益 剰 余 金	5,851,071
投 資 有 価 証 券	1,198,564	利 益 準 備 金	66,793
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,784,278
長 期 前 払 費 用	6,258	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	122,822
そ の 他	126,560	別 途 積 立 金	2,225,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,760,256</b>	繰 越 利 益 剰 余 金	3,436,455
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△32,828</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	581,777
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	581,777
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,379,361</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,760,256</b>

# 損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,552,962
売 上 原 価		6,688,650
売 上 総 利 益		2,864,311
販売費及び一般管理費		2,313,320
営 業 利 益		550,991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	35,648	
雑 収 入	35,247	70,895
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,973	
雑 損 失	10	1,983
経 常 利 益		619,903
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	72	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,782	8,855
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	111	111
税 引 前 当 期 純 利 益		628,646
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	203,972	
法 人 税 等 調 整 額	△33	203,938
当 期 純 利 益		424,708

# 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自 己 株 資 本 合 計	株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金			繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	128,047	2,225,000	3,121,168	5,541,009	△32,586	9,487,765
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△114,646	△114,646		△114,646
固定資産圧縮積立金の取崩					△5,225		5,225	-		-
当 期 純 利 益							424,708	424,708		424,708
自己株式の取得									△242	△242
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△5,225	-	315,287	310,061	△242	309,818
当 期 末 残 高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	122,822	2,225,000	3,436,455	5,851,071	△32,828	9,797,584

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	404,580	404,580	9,892,345
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△114,646
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当 期 純 利 益			424,708
自己株式の取得			△242
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	177,197	177,197	177,197
当期変動額合計	177,197	177,197	487,016
当 期 末 残 高	581,777	581,777	10,379,361

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

満期保有目的の債券 原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 10年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は即席めん等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。リベート等の見積りにあたっては契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,526,813千円
2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額	295,356千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	124,984千円
短期金銭債務	483,826千円

#### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	27,720千円
仕入高	2,496,589千円
原材料有償支給高	565,237千円
販売費及び一般管理費	756千円
営業取引以外の取引高	653千円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,922,000	—	—	1,922,000
合 計	1,922,000	—	—	1,922,000
自己株式				
普通株式	11,220	60	—	11,280
合 計	11,220	60	—	11,280

(注) 自己株式の増加株式数60株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### 2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	114,646千円	60円	2025年3月31日	2025年6月20日

### 3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,536千円	50円	2026年3月31日	2026年6月24日

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,929千円
未払事業所税	1,556千円
賞与引当金	29,800千円
退職給付引当金	47,463千円
役員退職慰労引当金	6,973千円
有価証券評価損	5,810千円
会員権評価損	628千円
資産除去債務	2,442千円
その他	10,209千円
繰延税金資産小計	113,813千円
評価性引当額	△15,919千円
繰延税金資産合計	97,893千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△56,218千円
その他有価証券評価差額金	△257,824千円
繰延税金負債合計	△314,042千円
繰延税金負債(△)の純額	△216,148千円

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資金を基本としており、必要に応じて、金融機関からの借り入れによる調達を行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利により資金調達を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額4,000千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券（譲渡性預金）」、「買掛金」、「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,194,564	1,194,564	-
(2) 長期借入金（1年内返済含む）	(680,000)	(667,557)	12,442

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,194,564	—	—	1,194,564

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済含む)	—	667,557	—	667,557

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	サンヨー食品株式会社	被所有 直接 21.20%	役員の兼任等  袋めん及び カップめんの 製造委託	原材料の有償支給  製品の仕入	565,237  2,494,960	未収入金  買掛金	111,577  483,272

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 原材料の有償支給は、市場価格から算定した価格及び総原価をサンヨー食品株式会社と協議の上、決定しております。
3. 製品の仕入は、当社製品の市場価格から算定した価格及びサンヨー食品株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

## 【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は食品製造事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

売上高

棒ラーメン	3,675,265千円
皿うどん	2,420,103
カップめん	3,101,572
袋めん	329,160
その他	26,860

顧客との契約から生じる収益	9,552,962
---------------	-----------

その他の収益	—
--------	---

外部顧客への売上高	9,552,962
-----------	-----------

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,603,119千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,604,214千円

**【1株当たり情報に関する注記】**

1. 1株当たり純資産額 5,432円17銭
2. 1株当たり当期純利益 222円28銭

**【その他の注記】**

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 マ ル タ イ  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 野 健 志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルタイの2025年4月1日から2026年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年5月13日

株式会社マルタイ 監査役会

常勤監査役 伊地知俊介

社外監査役 木下貴夫

社外監査役 南谷朝子

以 上



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	野馬 浩一 (1965年11月12日生)	1991年4月 西部瓦斯㈱（現西部ガスホールディングス㈱）入社 2021年4月 同社営業本部営業計画部機器サービス担当部長 2022年4月 同社東京事務所長 2024年4月 同社理事 秘書部長 2025年4月 当社顧問 2025年6月 当社常務取締役経営戦略部、総務部、経理部、製造部、生産管理部担当（現在に至る）	400株
2	宮本 寛之 (1966年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2008年4月 当社東京営業所長 2019年3月 当社販売促進部長兼海外事業室長 2020年4月 当社営業企画部長兼販売促進部長兼海外事業室長 2021年6月 当社取締役 営業企画部長兼販売促進部長兼海外事業室長 2022年4月 当社取締役 営業企画部長兼国内事業部長兼海外事業部長 2022年6月 当社取締役 生産管理部担当兼営業本部海外事業部長 2023年10月 当社取締役 生産管理部長兼海外事業部長 2024年6月 当社取締役 商品戦略部担当兼海外事業部長 2025年6月 当社取締役 海外事業部長兼商品戦略部長（現在に至る）	800株

候補者 番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社の株式数
3	にし のぶ ひで 西 信 秀 (1967年7月4日生)	2004年7月 当社入社 2012年4月 当社福岡営業所長 2019年3月 当社営業企画部長兼営業部長 2020年1月 当社営業企画部長兼営業部長兼福 岡営業所長 2020年4月 当社営業部長兼福岡営業所長 2022年4月 当社営業部長 2022年6月 当社取締役 営業本部営業部長兼 営業企画部長兼国内事業部長 2023年4月 当社取締役 営業本部営業部長兼 営業企画部長兼国内事業部長兼広 島営業所長 2023年7月 当社取締役 営業部長兼営業企画 部長兼国内事業部長兼名古屋営業 所長 2023年10月 当社取締役 国内事業部担当兼営 業部長兼営業企画部長兼名古屋 営業所長 2024年7月 当社取締役 営業企画部、国内事 業部担当兼営業部長 2025年6月 当社取締役 営業部、営業企画 部、国内事業部担当(現在に至る)	700株
4	ひろ しま とも ゆき 廣 嶋 智 幸 (1970年10月27日生)	1989年4月 当社入社 2011年7月 当社佐賀工場長 2015年1月 当社福岡工場長 2020年2月 当社製造部長兼福岡工場長 2022年4月 当社製造部長 2023年6月 当社取締役 製造部長(現在に至 る)	500株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社の株式数
5	い い だ けん ぞう 飯 田 健 三 (1966年12月19日生)	2001年6月 当社入社 2006年4月 当社大阪営業所長 2014年3月 当社広島営業所長 2017年3月 当社マーケティング部長 2019年3月 当社マーケティング部長兼商品開発部長 2021年3月 当社マーケティング部長 2024年6月 当社取締役 品質保証部担当兼生産管理部長 2025年6月 当社取締役 品質保証部担当兼経営戦略部長(現在に至る)	2,200株
6	あ き よ し み つ の り 秋 吉 光 悟 (1964年10月11日生)	1987年4月 西部瓦斯(株)(現西部ガスホールディングス(株))入社 2010年7月 (株)八仙閣出向 総務部長 2013年7月 (株)山口組出向 取締役総務部長 2016年4月 西部瓦斯(株)(現西部ガスホールディングス(株)) 監査役室長 2019年6月 西部ガス・カスタマーサービス(株)出向 監査役就任 2024年4月 当社出向 経理部部长 2024年6月 当社出向 経理部部长 2025年6月 当社取締役 経理部部长(現在に至る)	500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	にの みや ひろし 一 宮 浩 (1960年7月3日生)	<p>1983年4月 ㈱東京銀行入行</p> <p>2005年3月 ㈱東京三菱銀行 イスタンブール駐在員事務所 所長</p> <p>2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 イスタンブール駐在員事務所 所長</p> <p>2008年4月 ㈱国際金融情報センター出向</p> <p>2011年4月 ㈱三菱東京UFJ銀行 国際企画部 上席調査役</p> <p>2012年5月 サンヨー食品㈱出向 経理部長</p> <p>2014年6月 同社執行役員 経理部長</p> <p>2015年6月 当社社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年3月 サンヨー食品㈱執行役員 経営企画部長</p> <p>エースコック㈱取締役(現在に至る)</p> <p>2018年6月 サンヨー食品㈱取締役 経営企画部長</p> <p>2025年6月 サンヨー食品㈱常務取締役 経営企画部部長兼デジタル戦略本部管掌</p> <p>2026年3月 サンヨー食品㈱常務取締役 経営企画部管掌兼デジタル戦略本部管掌(現在に至る)</p>	一株
8	おかの 岡 野 みゆき (1961年5月22日生)	<p>1984年4月 日本銀行入行</p> <p>2009年7月 同行那覇支店次長</p> <p>2011年5月 同行金融機構局企画役</p> <p>2011年11月 同行金融機構局調査役</p> <p>2017年4月 ㈱福岡中央銀行参与</p> <p>2019年6月 同行執行役員総合企画部長</p> <p>2020年4月 同行執行役員総合企画部長兼デジタル企画室長</p> <p>2021年6月 同行取締役総合企画部長兼デジタル企画室長</p> <p>2022年6月 同行常務取締役総合企画部長</p> <p>2024年4月 同行取締役常務執行役員事務IT部長</p> <p>2025年3月 同行退任</p> <p>2025年6月 当社社外取締役(現在に至る)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	※ すえ つぐ たかし 末 次 隆 (1966年6月24日生)	1990年4月 西部瓦斯㈱(現西部ガスホールディングス㈱)入社 2018年4月 同社営業本部福岡リビング営業部部長 2019年4月 同社北九州総務部長 2021年4月 西部ガスホールディングス㈱総務部長 2023年4月 西部瓦斯㈱理事 西部ガスホールディングス㈱総務広報部長 2024年4月 西部ガスホールディングス㈱執行役員総務広報部長 2025年4月 西部ガスホールディングス㈱執行役員(現在に至る)人財戦略部長 西部瓦斯㈱執行役員(現在に至る)人事部長 2026年4月 当社顧問(現在に至る)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 二宮浩氏及び岡野みゆき氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 二宮浩氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏はサンヨー食品㈱の常務取締役経営企画部管掌兼デジタル戦略本部管掌に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。
- (2) 岡野みゆき氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は2024年4月から2025年3月まで㈱福岡中央銀行の取締役常務執行役員としての要職に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。
5. 二宮浩氏及び岡野みゆき氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって二宮浩氏が11年、岡野みゆき氏が1年となります。
6. 二宮浩氏は、サンヨー食品㈱の業務執行者として過去2年間報酬を受けていました。同社は当社の主要な取引先(特定関係事業者)に該当いたします。
7. 当社は、二宮浩氏及び岡野みゆき氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、二宮浩氏及び岡野みゆき氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契

約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 当社は、岡野みゆき氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、取締役を退任されます川島英広氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

取締役への役員退職慰労金の支給内容は、当社において予め定められた社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

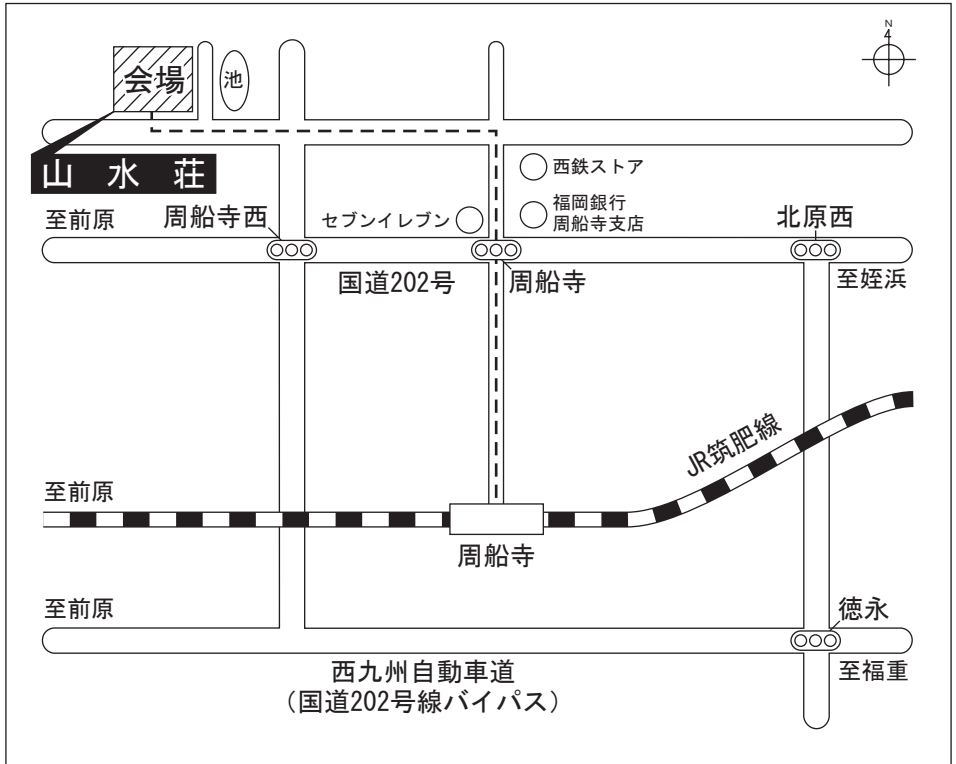
氏名	略歴
川島 英広	2022年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)

以上

## 株主総会会場ご案内 略図

福岡市西区泉一丁目5番1号  
山水荘2階 「寿」の間  
電話 (092) 806-1212

(交通のご案内：JR周船寺駅より徒歩で約10分)



◎当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。